

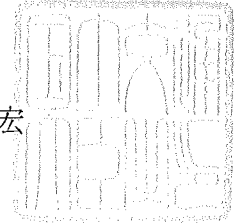
国海員第 1 2 号
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

太 田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第 5 5 条第 5 項（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 1 8 2 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 | 事業所数 |
|-------------|-----------------------|------|
| 日之出海運株式会社 | 福岡県福岡市博多区神屋町9番23号 | 1 |
| 平和マリタイム株式会社 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西久保町65番地7 | 1 |